



令和4年11月発行
 編集・発行
 音更町農業委員会
 0155-42-2111



作況調査では馬鈴薯の生育状況を手に取り確認しました

おもな記事

- ◆令和4年度作況調査及び農地パトロールの結果について
 新しい農業委員を紹介します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ◆これから経営継承をお考えの方へ
 農業者年金協議会からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ◆農地の転用には手続きが必要です！
 法人報告書の提出はお済みですか？・・・・・・・・・・・・ P 4

令和4年度作況調査及び農地パトロールの結果について

新しい農業委員を紹介します



人参の発育を調査しました



委員による圃場の説明を受けました

8月30日に町内11カ所で作況調査及び農地パトロールを実施しました。作況調査は、農業委員の圃場で馬鈴薯・豆類・ビート・ブロッコリー・人参等の7品目を目視及び実際に作物を手にとることで行いました。

作況調査の結果は下図のとおり、6月から8月にかけて懸念がある箇所について今後

多雨や日照不足の影響を受けたものの、全体的には平年並みからやや良いと見込まれることを確認しました。

農地パトロールでは町内を巡回し、適正な利用がなされていない農地がないか確認しました。

その中で農地の利用状況に懸念がある箇所について今後

の対応を検討しました。

農地は限りある資源です。農業委員会は、今後も農地パトロール等を通して、地域の農地利用状況を調査し、遊休農地の実態把握や違反転用の発生防止等を図り、優良農地の確保に努めてまいります。

令和4年9月13日付けで、新しい農業委員が就任しました。

平成29年より約5年間農業委員としてご活躍いただきました平尾秀元氏に代わり、新たに前田和宏氏が就任し、農政部会に所属することになりました。



- 氏名…前田 和宏(49歳)
- 地区…然別
- 所属…農政部会

作況調査結果一覧

- 豆 類・・・平年並み～やや良い
(大豆・小豆・金時)
- ビート(直播)・・・平年並み～やや不良
- 馬鈴薯・・・平年並み～やや良い
- 野菜類・・・平年並み
(ブロッコリー・人参)

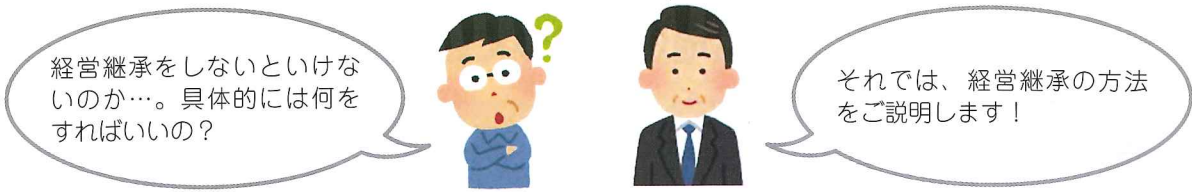
チャート



～これから経営継承をお考えの方へ～
 農業者年金に関する相談・問い合わせは、農業委員会または最寄りのJAへ

～特例付加年金（新制度）の受給について～

新制度に加入され、保険料の国庫補助を受けていた方（政策支援加入といいます）は、定められた手続きにより経営継承を行い農業者年金基金に裁定請求することにより、特例付加年金を受け取ることができます。



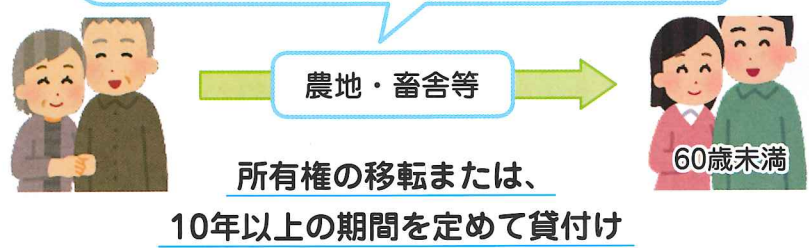
経営継承として必要な手続きについて

① 農地や畜舎等の処分

自作する農地や自己所有している畜舎等を60歳未満の後継者または第三者に対し、所有権を移転するか10年以上の期間を定めて貸し付けることが必要となります。農地の処分には農業委員会の許可が必要となりますので、期間に余裕をもって手続きしてください。

また、借入している農地や畜舎等については解約や後継者への利用権設定（借り換え）が必要となりますので、手続きが漏れないようご注意ください。

農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地の面積を確定させるために測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。



② 諸名義の変更

「農業共済」、「経営所得安定対策等交付金」、「青色申告」の名義を後継者に変更してください。

（注意）経営継承の前1か月は農地の転用ができません!!

農地の転用をした場合は、特例付加年金の裁定請求ができません。また、すでに受給している場合も支給停止除外要件に該当しない場合は支給が停止することがあります。経営継承の前に農地の転用の予定がある場合は、事前に農業委員会にご相談ください。



表彰を受ける高野協議会会長

令和4年6月14日、札幌市において、第43回北海道農業者年金協議会が開催され、音更町からは、農業者年金協議会を代表し、高野春夫協議会会長が出席しました。

今年度音更町は、令和3年度の農業者年金加入推進活動において、全体の加入者数部門で全国7位、20～39歳までの加入者数部門で第3位を記録し、総会において表彰を受けました。

今後とも農業者年金の加入推進活動に取り組んでまいります。

**農業者年金協議会からの
お知らせ**

農地の転用（農地以外のものにする）には 手続きが必要です!!



農地の転用に関する相談・問い合わせは、お早めに農業委員会へ

農地を転用するには、**農地法に基づく転用許可**が必要です。

自分名義の農地を転用するとき

農地法4条申請

他人名義の農地を購入もしくは
借りて転用するとき

農地法5条申請

- 農地転用とは、農地を住宅、駐車場、資材置き場など農地以外のものに用途を変更することです。
- 町で計画した農用地区域内や市街化区域内の農地は、届け出の手続きとなります。

※農業用施設を設置する場合にも、許可や届け出が必要になります。

★手続きをせずに無断で農地転用すると…？

農地法違反となり、工事の中止や現状回復の命令がなされる場合があります。
また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合もあります。



**農地の転用をお考えの場合は、余裕をもって、
早い段階のうちに農業委員会へご相談ください。**

①わかりやすい**農業・農政**の解説

②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載

③**暮らしと地域**に活力を

④**女性**の元気を応援

⑤**文字が大きく**読みやすい

まとめて読める!

週刊紙

週刊 月4回金曜日発行

月700円、年8,400円
(消費税込)

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。
そんなあなたに

経営とくらしを応援!!



農業委員会だより

令和4年11月発行

広報委員長
松川 博

広報担当(農政部会)

石 王 雅 士
貞 廣 雅 士
土 田 純 雄
安 田 敏 雄
辻 田 和 義
前 田 和 宏
茂 古 守 文 夫
田 守 文 夫

法人報告書の提出は お済みですか？

農地法の定めにより、農地所有適格法人は農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が毎年義務付けられています。

提出先
農業委員会事務局

提出期限
事業年度の終了後3ヵ月以内

農地法では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは原則認められていません。この報告書が提出されない場合には、農地所有適格法人としての資格が確認されず、経営規模拡大等のための農地を取得することができなくなる可能性があります。